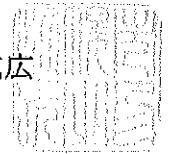


札幌市告示第748号

令和4年(2022年)2月24日付け札幌市告示第680号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月2日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第680号別表の業務番号「22(委)第4011号」業務名「支障物件調査その04002-B(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442



1 業務名

支障物件調査その04002-B  
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

2 履行期間

着手の日から 令和 4 年 8 月 18 日 まで

3 委託料

業務価格	金	_____	円也
消費税等相当額	金	_____	円也
総委託料	金	_____	円也

4 業務価格の構成

業務価格の構成は、「札幌市建物調査等業務費積算基準」による。

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

本業務に要する員数 = 12.69 人 (技師Cに換算した場合の参考数量)

5 業務内容

本業務は、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」及び「札幌市建物調査等業務特記仕様書」に基づき関係図書を作成する業務である。



1 業務名

支障物件調査その04002-B  
(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

2 履行期間

着手の日から 令和4年8月18日まで

3 委託料

業務価格	金	_____円也
消費税等相当額	金	_____円也
総委託料	金	_____円也

4 業務価格の構成

業務価格の構成は、「札幌市建物調査等業務費積算基準」による。

業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等

本業務に要する員数 = 12.46 人 (技師Cに換算した場合の参考数量)

5 業務内容

本業務は、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」及び「札幌市建物調査等業務特記仕様書」に基づき関係図書を作成する業務である。



# 札幌市建物調査等業務特記仕様書

## 1 一般事項

### (1) 業務名

支障物件調査その04002-B

(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

### (2) 物件所在地及び権利者名

所在地：札幌市北区篠路5条7丁目112-7 ほか

権利者：大村 秀幸

ほか1名

### (3) 物件概要(詳細は別紙業務委託物件概要書による)

ア. 建物用途：専用住宅

イ. 構造・規模：木造 地上2階

ウ. 敷地面積：別紙概要書

エ. 建築延床面積：別紙概要書

オ. 設備概要：電気設備・機械設備

カ. 移転工法：建物:曳家、構内再築  
工作物:移設

### (4) 区 分

設備

工作物

### (5) 主任設計者

建築士法施行規則17条の18に定める建築設備士又は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

### (6) 特記事項



# 札幌市建物調査等業務特記仕様書

## 1 一般事項

### (1) 業務名

支障物件調査その04002-B

(8・7・39号高架側道7号線連続立体交差事業(篠路駅付近))

### (2) 物件所在地及び権利者名

所在地：札幌市北区篠路5条7丁目112-7 ほか

権利者：大村 秀幸

ほか1名

### (3) 物件概要(詳細は別紙業務委託物件概要書による)

ア. 建物用途：専用住宅

イ. 構造・規模：木造 地上2階

ウ. 敷地面積：別紙概要書

エ. 建築延床面積：別紙概要書

オ. 設備概要：電気設備・機械設備

カ. 移転工法：建物: 曳家、構内再築  
工作物: 移設

### (4) 区 分

設備

工作物

### (5) 主任設計者

建築士法施行規則17条の18に定める建築設備士又は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

### (6) 特記事項

建物1については、曳家工法・構内再築工法で算定すること。

## 2 調査の業務内容

### (1) 現地調査

現地において対象物件等の実測及び聞き取り調査を行い、野帳の作成整理、調査書の作成を行う。

### (2) 現地調査に基づき次に掲げる図書の作成を行う。

設備の図面作成  
機器図、配線及び配管の布設図、他

### (3) 構造図の作成

不要

### (4) 積算内訳書の作成

設備内訳書の作成

### (5) 貸与品等

- ア. 建築物等補償費算定書
- イ. 支障物件調査図(一式)

### (6) その他

## 3 共通事項

### (1) 連絡調整

- ア. 担当職員との連絡を密にし、業務の各段階で作業内容等の進捗状況を報告し、又業務内容について疑義のある場合は、速やかに担当職員と協議のこと。
- イ. 業務の各段階で関係業者(建築又は設備)と連絡を密にし、相互に関係する図面等の情報の提供を迅速に行うこと。

### (2) 提出書類には、表紙、背表紙に業務名、権利者、物件名及び成果品名を明記し、物件、所有者(占有者)毎に整理すること。

### (3) 詳細については、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」による。

### (4) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 2 調査の業務内容

### (1) 現地調査

現地において対象物件等の実測及び聞き取り調査を行い、野帳の作成整理、調査書の作成を行う。

### (2) 現地調査に基づき次に掲げる図書の作成を行う。

設備の図面作成  
機器図、配線及び配管の布設図、他

### (3) 構造図の作成

不要

### (4) 積算内訳書の作成

設備内訳書の作成

### (5) 貸与品等

- ア. 建築物等補償費算定書
- イ. 支障物件調査図(一式)

### (6) その他

建物1については、曳家工法・構内再築工法ごとに図面、内訳書を作成すること。

## 3 共通事項

### (1) 連絡調整

- ア. 担当職員との連絡を密にし、業務の各段階で作業内容等の進捗状況を報告し、又業務内容について疑義のある場合は、速やかに担当職員と協議のこと。
- イ. 業務の各段階で関係業者(建築又は設備)と連絡を密にし、相互に関係する図面等の情報の提供を迅速に行うこと。

### (2) 提出書類には、表紙、背表紙に業務名、権利者、物件名及び成果品名を明記し、物件、所有者(占有者)毎に整理すること。

### (3) 詳細については、「札幌市建物調査等業務共通仕様書」による。

### (4) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。